

## 再意見書

平成 23 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1  
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 1 月 25 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

この度は、「H23年度以降加入DF接続料の改定」に関し、再意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

(基本的な考え方)

今回の検討におきましては、昨年末に総務省殿が取り纏められた「光の道」構想を受け、主として分岐単位の接続料について検討が行われているものと認識しています。

分岐単位の接続料については、FTTHにおいてもサービス競争を推進し、更なる競争環境を整備することで利用の拡大を図るものですが、平成23年2月22日に開催された公開ヒアリングにおいて恰もパワーゲームの様相を呈し、導入部から検討が進まない状況は、大変残念であります。弊社としては、手法の是非に関する議論に終始することなく、改めて今回の検討の目的に立ち返り、どのような政策が今後の5年間にかけて利用者メリットに資する競争環境を構築できるのかを念頭に置き、建設的な検討が行われる必要があると考えます。

前回意見書、公開ヒアリング及び公開ヒアリング後の追加質問への回答、接続委員会における委員のご発言、また今回の再意見で寄せられる意見や提案が多数ありますので、分岐単位の接続料等の形態については一意に定めることなく幅広く選択肢を設定し、形態ごとに実現までの時間軸や追加コスト等の検証を行うべきと考えます。

以下の項目について、当社の考え方を申し述べます。

意見提出者	該当箇所	弊社意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	1. 分岐端末回線単位での接続料の設定 (1) 分岐端末回線単位での接続料設定の必要性 NGN接続ルール答申後の3年間で、さらにFTTH市場におけるNTT東西殿の独占が高まったこと等を考慮すると、FTTH市場の競争を活性化させ、料金の低廉化を図る等の消費者利便を向上させることが急務です。 ～略～ FTTH市場においても、NTT東西殿の利用部門と	ソフトバンク殿、株式会社エム.ビー.エス殿、株式会社沖縄テレメッセージ殿、関西ブロードバンド株式会社殿、株式会社コアラ殿、彩ネット株式会社殿、株式会社サイプレス殿、株式会社長野県協同電算殿、株式会社新潟通信サービス殿、株式会社マイメディア殿、株式会社ウィルコム殿の意見に賛同いたします。  FTTHは、設備競争からサービス競争へシフトし、競争政策を進めることで、市場は拡大されるべきものと考えますので、

意見提出者	該当箇所	弊社意見
	<p>接続事業者との間の1ユーザ当りコスト(接続料水準)が同等となるよう、分岐端末回線単位の接続料設定を早期に導入することが必須であると考えます。</p>	<p>以下の理由により、現時点では分岐単位の接続料の設定が最も適切であると考えます。</p> <p>さらに言えば、今回の検討タイミングを逸するようであれば、</p>
<p>株式会社エム.ビー.エス 株式会社沖縄テレメッセージ 関西ブロードバンド株式会社 株式会社コアラ 彩ネット株式会社 株式会社サイプレス 株式会社長野県協同電算 株式会社新潟通信サービス 株式会社マイメディア</p>	<p>～略～</p> <p>誰もが安価に利用できる通信環境を構築することが必須であり、我々ADSL事業者をはじめとする多くの通信事業者が、光サービス市場でビジネス展開できる競争環境を整えることこそが重要です。</p> <p>～略～</p> <p>1回線単位の貸し出し実現により、誰でも安価に光サービスを利用することができるようになれば、これまで以上にICTを利用した地域の活性化やユーザ利便の向上が期待されます。</p>	<p>現行のADSLに代表されるメタルサービスユーザや弊社のようなDSL(競争)事業者としての選択肢、また競争政策としての選択肢も一層狭まるものと考えます。</p> <p>◆ 接続料の低廉化(乖離額調整制度込み)が図られるだけでは、現行のNTT東西殿を中心とした市場構造は変わらず、2015年を目処としたFTTHの利用率向上を図るために掲げられたサービス競争の推進は達成出来ない。</p> <p>◆ 現行の接続料体系のままでは、8分岐の収容効率によるコスト差分は解消されない(コストの同等性確保が出来ない)</p> <p>◆ 光配線区域は30～50世帯程度しかカバーしないため、接続事業者が面的展開を図る場合においては、既にFTTHサービスを提供し、また固定電話の顧客基盤を持つNTT東西殿のスケールメリットによる効率性の差異は解消されない。</p>
<p>株式会社ウィルコム</p>	<p><b>【具体的ポイント】</b></p> <p>1. 需要拡大のための貸出し方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「光の道」の実現、光サービスの低廉化には、多数の事業者が公平な競争環境の下、切磋琢磨しユーザーサービスを提供していくことが必要であると考えております。</li> <li>・ 今回の申請案においては、光ファイバの貸出し方法は従来ものを踏襲しておりますが、シェアアクセスにおける分岐端末回線単位による提供など、接続事業者にとって利用しやすい方法を認めることが、将来の需要拡大・コスト削減につながるものと考えております。</li> </ul>	<p>◆ 光配線区域は30～50世帯程度しかカバーしないため、接続事業者が面的展開を図る場合においては、既にFTTHサービスを提供し、また固定電話の顧客基盤を持つNTT東西殿のスケールメリットによる効率性の差異は解消されない。</p> <p>なお、分岐単位の接続料に加えて、ファイバーシェアリングをルール化し、サービス毎に自由に事業者を選択可能とするサービス競争環境の構築が必要と考えます。ファイバーシェアリングは、PSTNからFTTHへの本格的な移行を見据えFTTHでの新たな競争環境に有効であると共に、FTTHの利活用を進め利用者選択による需要増を促進させるものと考えます。</p>

意見提出者	該当箇所	弊社意見
KDDI 株式会社	<p>4) 1分岐単位接続料の課題</p> <p>①OSU設備を共用することについて、当時から指摘されていたサービスの均一化、新サービス提供の支障という問題は現時点でも解決しているわけではありません。</p> <p>当社の「ギガ得プラン」サービス実現にあたっては、より安く、より良いサービスを機動的にお客様に提供可能とするため、自由なサービス設計を行える自社専用のOSUを設置しております。</p> <p>②当社は2008年以来、8分岐単位での利用により「ギガ得プラン」サービスを提供しておりますが、設備の利用効率を高め、コストを下げるべく企業努力を重ねることにより、8分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能となってきております。OSU専用の1分岐単位接続料については、むしろ、1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用の懸念が当時から指摘されております。</p> <p>上記から、課題の状況を踏まえ、1分岐単位の接続料については、安易に導入すべきでないと考えます。</p>	<p>KDDI 殿からは、8分岐単位での利用でも収支を成立させることが可能であるとされていますが、KDDI 殿は、東京電力とのFTTH事業統合、JCN連結子会社化、中部テレコミュニケーション連結子会社化、JCOMへの資本参加と、大規模な事業展開(M&amp;A)を推進されていることから、ケーススタディとしての参照は限定的であり、全国ベースでの競争環境を整備することが重要と考えます。</p> <p>FTTHをより早くより多くのユーザに使って頂くためには、競争政策において、Competitive fringe(競争的周辺)に着目し活性化を図ることも必要であり、従来のファイバ所有事業者や大規模事業者による垂直統合型だけでなく提供形態の拡充を図ることによって、サービス競争を促進することが重要であると考えます。</p> <p>また、設備競争の観点においては、光の投資の大部分は光ファイバの敷設であり50年に一度の技術革新と考えます。したがって、分岐単位の接続料を設定することでファイバ部分での設備競争が図られなくても、OLTを含むサービス差別化に直結する部分の設備競争を妨げることはなく、むしろ光ファイバが全国に普及することで設備競争が活性化するものと考えます。</p>

意見提出者	該当箇所	弊社意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>3. 乖離額調整制度に係る問題</p> <p>将来原価方式は、申請者であるNTT東西殿が自らの情報や経営判断に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績の乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであることから、乖離額調整制度の適用は認められるものではないと考えます。仮に、予測と実績との乖離額を調整した場合、NTT東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じます。</p> <p>～略～</p> <p>調整実施の是非を議論する前にまずは、乖離が生じた要因を十分に検証する必要があると考えます。</p>	<p>ソフトバンク殿、株式会社ジュピターテレコム殿、KDDI 株式会社殿、株式会社ウィルコム殿の意見に賛同いたします。</p> <p>まず、将来原価方式については、将来的な需要を見込みコスト削減を加味し、より低廉な接続料が時期を繰り上げて実現されるため、合理的な算定手法であり、延いては消費者利便に適うものと考え、採用が適切と考えます。</p> <p>しかしながら、乖離額調整の制度化については、NTT 東西殿の優位性が認められる以下の課題があるため、安易に導入されるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 主として、申請者である NTT 東西殿の需要の予測値に基づき算定</li> <li>◆ 乖離額発生 of 具体的な要因が明確でない場合でも、接続事業者の負担となり、接続事業者の予見可能性が損なわれる</li> <li>◆ コスト回収の容易さから、NTT 東西殿の効率的な業務運営を行うインセンティブが低下</li> <li>◆ 接続事業者のコストに対して、NTT 東西殿の価格コントロールが働く環境になりやすい</li> </ul> <p>したがって、乖離が発生する（もしくは、発生した）場合の</p>
株式会社ジュピターテレコム	<p>1. 平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について</p> <p>～略～</p> <p>また、乖離額調整はあくまで「特例」として前回認められたものであり、NTT東西が恒常的な業務運営を行うインセンティブが損なわれる恐れがあるため、特例的に行う場合でも十分な検証が必要と考えます。</p>	<p>したがって、乖離が発生する（もしくは、発生した）場合の</p>

意見提出者	該当箇所	弊社意見
KDDI 株式会社	<p>3. 乖離額調整について ～略～</p> <p>「光の道」実現のためには、競争事業者の参入を促し、競争促進を図ることが重要との考えに立っているはずであり、そのためには競争事業者にとって事業計画策定の観点から「予見可能性」が必要です。</p> <p>しかしながら、今回の加入光ファイバの接続料水準は需要予測値の大半を占めるNTT東・西の利用動向に左右される構造となっているため、乖離額調整の仕組みを導入した場合には、NTT東・西の純増回線数次第で接続料水準が上昇し、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠くことになりかねません。したがって、今回申請された接続料については、乖離額調整は行わずに水準を固定すべきと考えます。</p>	<p>要因を分析し、需要を予測する算定方法等との因果関係を検証するプロセスを踏んだ上で、あらためて、制度化の検討は行われるべきものと考えます。</p>
株式会社ウィルコム	<p>2. 乖離額調整制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乖離額調整制度は、接続事業者にとって予見性が損なわれるとともに、NTT東西殿のコスト削減インセンティブを減じるものと考えております。</li> <li>・ 現状のNTT東西殿のシェア（75%）や、現状の貸出しルールを踏まえた場合、乖離発生における接続事業者の要因は必ずしも大きなものといえないことから、現時点で、本制度を認める必要性は低いものと考えます。</li> </ul>	

意見提出者	該当箇所	弊社意見
KDDI 株式会社	<p>2. 接続における機能分離の重要性について</p> <p>競争促進の観点からは、タスクフォースでとりまとめられたとおり、ボトルネック設備の利用の同等性を実現するための機能分離の実施および徹底が重要です。現在の8分岐単位での光ファイバ利用をはじめとした接続においては、この点が、競争をさらに進展させるための環境を確保するうえで早急に解決すべき課題となっています。</p> <p>具体的には、機能分離の実施のなかで、次の点を確実に実施すべきと考えます。</p> <p>①設備構築情報の扱いの同等性の担保 ～略～</p> <p>②設備・システムの同等な運用の担保 ～略～</p> <p>③接続・顧客情報の適切な取扱いの担保 ～略～</p> <p>④上記の3点について同等性の検証に必要な情報の報告をNTT東・西に対し義務付け、同等性確保状況を接続事業者も参画してチェックできる仕組みを導入し、機能分離の実効性を監視すること。</p>	<p>KDDI 株式会社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>FTTH 市場において公正競争環境を確保するためには、「光の道」で提言されたNTT東西殿の機能分離による「ボトルネック設備利用の同等性」についても実効的な対応を行うべきと考えます。</p> <p>具体的には、KDDI 殿の指摘する設備、システム、顧客情報等における運用の同等性に加え、前回意見書にて当社が意見したNTT東西殿の利用者向けサービス料金と接続料の関係の適正性を制度として確実に担保する必要があると考えます。</p>

以上